

札幌市消防長告示第5号

札幌市火災予防条例第63条の3第1項の規定に基づき消防長が定める屋外での大規模な催し

札幌市火災予防条例（昭和48年条例第34号）第63条の3第1項の規定に基づき、消防長が祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして定める要件は、札幌市内で開催される催しで、次に掲げるいずれかに該当するものとする。

- 1 一日当たりの人出予想が10万人以上であり、かつ、催しを主催する者が出店を認める露店、屋台その他これらに類するもの（対象火気器具等（消防法施行令（昭和36年政令第37号）第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。）を使用する露店、屋台その他これらに類するもの及び危険物を取扱う露店等を含む。）の計画数が100店を超えるもの
- 2 1に準ずる規模を有する催しとして消防署長が認めるもの

附 則

この告示は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成27年2月25日札幌市消防長告示第3号）

この告示は、平成27年3月1日から施行する。

平成26年6月30日

札幌市消防長 佐藤 有